DISCLOSURE 2024 事業概況 ^{令和6年度版}



ごあいさつ DISCLOSURE 2024



秋田県信用保証協会 会長堀井啓一

日ごろから当協会の業務運営に対し、ご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の活動について広くお知らせするためにディスクロージャー誌「事業概況 令和6年度版」を作成しました。本誌をとおして、多くの皆さまに信用保証制度や当協会の取 組に対するご理解を深めていただければ幸いです。

長期化する原材料・エネルギー価格の高騰、深刻さを増す人手不足など、中小企業・小規模 事業者を取り巻く経営環境は、誠に厳しいものがあります。

一方、本県海域においては洋上風力発電の事業化がスタートするとともに、新たに「浮体式 洋上風力発電実証事業」の実施海域に選定されるなど、本県経済の飛躍につながる可能性を秘 めたプロジェクトも、大きく前進しつつあります。

当協会は、県内中小企業・小規模事業者に対し金融支援・経営支援を行うことにより、企業 の発展と地域経済の成長に尽力してまいります。

当協会では、今年度からの新たな長期経営計画および中期事業計画を作成し、「地域とともに、企業とともに」を経営ビジョンに掲げました。企業に寄り添い親身かつ丁寧な対応を心掛け、地域の繁栄に貢献できるよう研鑽に努めてまいります。組織のブランド力を高め、より地域に必要とされる存在となることを目指して業務に取り組みます。

また地域や企業の信頼を損ねることがないよう、コンプライアンス・プログラムを策定しております。役職員の意識向上を図り、コンプライアンスを重視した経営を徹底します。

役職員一同、力を合わせて取り組んでまいります。皆さまのご支援、ご協力を賜りますよう お願い申し上げます。

令和6年7月

目次 DISCLOSURE 2024		•	プロフィール
			役員·組織図 無調会 無調信用
信用保証協会とは/秋田県信用保証協会プロフィール ●	2		制度について
秋田県信用保証協会役員·組織図 •	3		
信用補完制度について	4		利用について
信用保証のご利用について	6		責任共有制度
責任共有制度 ●	8		信用保証料
信用保証料	9		
主な保証制度(秋田県制度)	10		(秋田県制度)
主な保証制度(国制度・協会制度)	12		(国制度・協会制度) 主な保証制度
主な保証制度(市町村制度) -	14		度 (市町村制度) (市町村制度)
企業支援のための取り組み	16		
令和5年度業務実績			取 り 組 み 援 の
事業概況	20		業務実績
金融機関別保証状況 業種別保証状況	21 22		着年 度 ———————————————————————————————————
制度別保証状況	23		泠和5年度
市郡別保証状況 経営者保証を不要とする保証の取扱いについて	24 25		告年 度
令和5年度 決算報告	26		ついて 経営計画に を和6年度
令和6年度 経営計画について	30		保護について
個人情報の保護について	34		について
コンプライアンスについて	36		 アンス

信用保証協会とは

中小企業の金融円滑化を目的に、「信用保証協会法」に基づいて設立された「公的機関」です。

- 中小企業の皆様が、金融機関から事業資金を借入する際に、信用保証協会が公的な保証人となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。
- 秋田県信用保証協会は、秋田県、各市町村、金融機関等から総額100億円の出資(出捐金)をいただき、国・県・市町村の中小企業施策の実施に重要な役割を果たしています。

信用保証事業の基本理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業に対して、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

令和6年3月31日現在、県内14,199の中小企業・小規模事業者にご利用いただいています。 秋田県の他に、各都道府県及び4市(横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市)の合計51の信用保 証協会があり、全国で約150万の中小企業の皆様からご利用いただいています。

	利用企業数	ご利用額(保証債務残高)	保証利用度
全国信用保証協会全体	1,497,916企業	36,459,694百万円	44.52%
秋田県信用保証協会	14,199企業	300,478百万円	48.89%

秋田県信用保証協会プロフィール

設 立 認 可	昭和26年4月24日
業務開始	昭和26年8月1日
根 拠 法	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
基 本 財 産	197億円
保証債務残高	3,005億円
保証利用企業者数	14,199企業(県内中小企業者数29,042企業)
保証利用度	48.89%
理事・監事	18名(うち常勤理事4名、常勤監事1名)
職員	69名
事 務 所	本所 秋田市 支所 大館市、能代市、由利本荘市、大仙市、横手市

秋田県信用保証協会 役員·組織図

役員	(令和6年4月1日現在)	組織図	
役職名	氏 名		監査室
会長常勤	堀井 啓一 前:秋田県副知事		・外部監査、内部監査 ・コンプライアンス関係
副会長	辻 良之 秋田県商工会議所連合会会長		総務企画部
常務理事常勤	笠井 仁志 秋田県産業労働部課長待遇	_	総務課
理事常勤	船木 富三弥 前:秋田県信用保証協会総務企画部長	理事	- 理事会、人事 ・諸契約、経理
理事常勤	佐藤 久美子 前:秋田県信用保証協会経営支援部長	会	
理事	新谷 明弘 秋田銀行頭取		デジタル企画課
理事	石川 定人 秋田県産業労働部長	会 副 常 常 会 副 常 第 —————————————————————————————————	事業計画策定・ 広報、制度の創設・ コンピュータ運用、 設計
理事	板垣 良一 商工組合中央金庫秋田支店長	会務勤 会理理理 長長事事	
理事	伊藤 新 北都銀行頭取		経営支援部
理事	大森 三四郎 秋田県商工会連合会会長	監	
理事	北林 貞男 秋田県信用組合会長	監事会	経営支援課 - 経営支援
理事	菅原 浩 秋田県信用金庫協会会長	•	·保証審查 ·信用保険 ·保証統計
理事	藤澤 正義 秋田県中小企業団体中央会会長		⇔ Ⅲ≡
理事	穂積 志 秋田県市長会会長		管理課 - 代位弁済事務 - 保険金請求 - 法的手続き
理事	松田 知己 秋田県町村会会長		
監事常勤	田中一博 前:秋田県信用保証協会常勤理事		
監事	長谷部 弘輝 税理士法人秋央長谷部会計代表社員		

赤坂 薫

かおる総合法律事務所代表

理事 15名、監事3名

監事

プロフィール 信用保証協会

役員·組織図

秋田東 営業室

秋田西 営業室

債権管理室

大館支所

能代支所

本荘支所

大曲支所

横手·湯沢 支所

創業支援

チーム ·創業者、創業計画者 |支援 |

各営業室・支所
・保証申込受付
・信用調査
・保証書発行
・金融相談
・経証事・督促
・代位弁済請求の・

受理·審査

債権管理室・ 大館支所 ・ 求償権の管理

回収

制度について信用補完

利用について

について 責任共有制度

制度 信用保証料

(秋田県制度)主な保証制度

(国制度・協会制度) 主な保証制度

(市町村制度)主な保証制度

取り組みた数で

業務実績 令和5年度

> 決算報告 令和5年度

> > 経営計画年

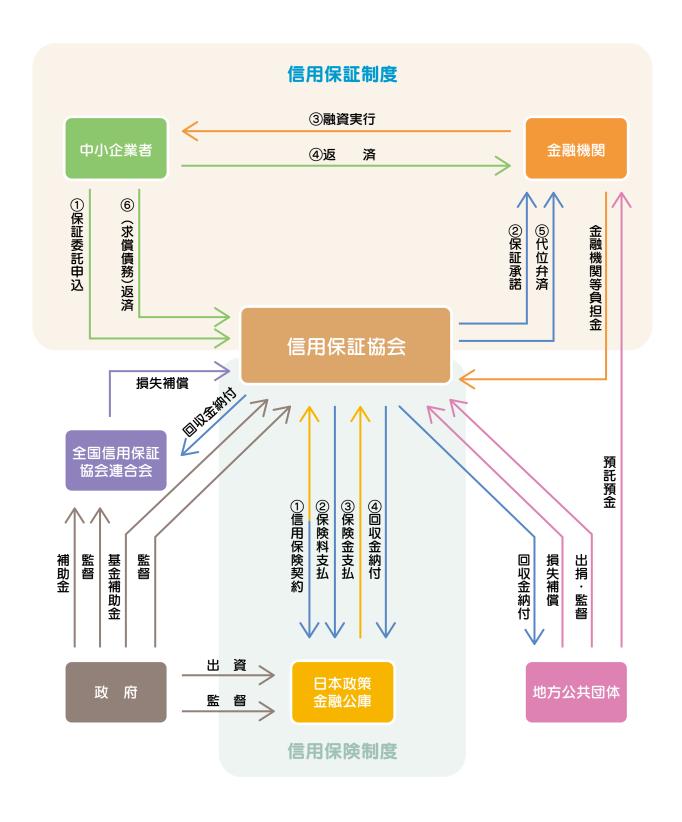
保護について個人情報の

コンプライアン

ハてニュンプライアンスの

信用補完制度について

信用補完制度とは、信用保証協会が金融機関に対して、中小企業者の債務を保証する「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称で、これらの制度が有機的に結合することで中小企業金融の円滑化をめざしています。



信用保証制度のしくみ

① 保証委託申込

中小企業者が信用保証を利用される場合、金融機関を経由して、あるいは直接信用保証協会に申し込みます。

② 保証承諾

信用保証協会は事業の内容などを調査し、申込を承諾する場合は金融機関へ「信用保証書」を発行します。

③ 融資実行

金融機関は、「信用保証書」の条件に基づいて融資を実行します。この際、中小企業者は所定の保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めます。

④ 返済

中小企業者は、返済条件に基づいて、借入した金額を返済します。

⑤ 代位弁済

何らかの事情で返済が困難になった場合、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済 の請求を行います。信用保証協会は、代位弁済請求に基づき、中小企業者に代わって金 融機関へ代位弁済します。代位弁済と同時に、信用保証協会は、中小企業者に対して求 償権を取得し債権者となります。

⑥(求償債務)返済

代位弁済後、中小企業者は信用保証協会へ求償債務の返済をします。

信用保険制度のしくみ

①信用保険契約

信用保証協会の保証は、原則として、中小企業信用保険法に基づき日本政策金融公庫が行う信用保険に付されます。

②保険料支払

信用保証協会は、日本政策金融公庫に対し保険の種類ごとに定められた信用保険料を支払います。

③保険金支払

返済が困難となった中小企業者に代わって信用保証協会が金融機関へ代位弁済した場合、日本政策金融公庫に保険金の支払いを請求します。日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元金の70%~90%を保険金として信用保証協会に支払います。

4回収金納付

中小企業者からの求償債務返済に応じ、信用保証協会は回収金の70%~90%(上記③と同じ割合)を日本政策金融公庫に返納します。

責任共有制度

口業

信用保証のご利用について

ご利用いただける方

□所在地、営業実績…原則として秋田県内に事業所(店舗・事業所・工場等)があって、現在 適法に事業を営んでいる方。

□企業規模 ……… 資本金または常時使用する従業員が、次のいずれかに該当している方。

業種	資本金	従業員数
製造業等(建設業、運送業等を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業 旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	_	300人以下

………… 中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほと んどの業種でご利用可能です。ただし、農林漁業(素材生産及び素材 生産サービス業を除く)、金融業(一部の金融業を除く)、保険業(保 険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、性風俗関連営業、宗教・政治・ 経済・文化団体等、中小企業信用保険法等において保証対象となって いない業種については、ご利用いただくことができません。また、許 認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る

許認可等を受けていることが必要となります。

□保証限度額…… 個人·法人 2億8,000万円 (組合等 4億8,000万円)

(この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠有)

□保証期間 ……… 運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内

(制度保証については、要綱に定める期間)

□資金使途 ……… 事業に必要な運転資金、設備資金が対象となります。

(住宅建設資金、消費資金など事業外の資金、当面利用予定のない不動

産取得など投機的な資金は対象外)

□連帯保証人…… 必要となる場合があります。

□担 保 …… 不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可

能です。

但し、事業規模、決算状況等により取扱可能額は変動します。

□保証審査

- ◎ 保証審査は、決算内容だけではなく、次のような項目を踏まえ総合的に審査を行います。
 - ·経営実態、金融機関取引状況、不動産状況、担保設定状況
 - ・支援企業の有無、金融機関の支援姿勢
 - ・技術力、商品開発力、公的機関の認定
 - ・今後の成長性、経営計画
- ◎ 赤字、債務超過となっている方でも今後の見通し、経営改善に関する事業計画の策定等により、企業維持が見込まれればご利用可能です。

保証をご利用いただくために解決すべき課題

次のいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保 証取扱いの前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

- ◎社会保険料、税金を滞納している
- ◎前回の保証条件が不履行となっている
- ◎信用保証料が未納となっている
- ◎現在保証を受けている債務が延滞中の場合(連帯保証人を含む)
- ◎融通手形を利用している
- ◎高利借入を利用している
- ◎社外へ資金が流出している
- ◎当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受けている債務の連帯保証人となっている

ご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、保証の取扱いができません。

- ◎許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない場合
- ◎銀行取引停止処分(第1回不渡発生後6カ月以内の方を含む)を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
- ◎当協会または他の信用保証協会で代位弁済を受け、支払いの終わっていない場合
- ◎競売、差押、破産等の法的手続き中の場合
- ◎暴力的不法行為者等が介在している場合
- ※反社会的勢力には保証の取扱いができません。

不当な資金源獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力との関係遮断ができるよう、信用保証委託契約等に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

責任共有制度

責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。

なお、セーフティネット保証や小規模事業者・創業者などを対象とした、責任共有対象外の 保証制度もあります。

責任共有制度の詳細

金融機関がリスクを負担する方式は、「部分保証方式」と「負担金方式」 があります。(金融機関が選択します) ①部分保証方式 具体的な方式 金融機関が融資する額の一定割合を保証する方式 ②負担金方式 金融機関の過去の保証利用実績(保証債務平均残高や代位弁済率等 実績)に基づき一定の負担金を支払う方式 金融機関の負担割合 金融機関の負担割合は20% 次の制度については対象除外となっております。 ①経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号および6号 ②災害関連保証 ③創業関連保証 ④特別小口保険に係る保証 ⑤事業再生保証 ⑥小口零細企業保証(県・市町村の小口資金など) ⑦求償権消滅保証 主な対象除外制度 ⑧中堅企業特別保証 ⑨東日本大震災復興緊急保証 ⑩事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既存借入 金を既存残高の範囲内で借換する場合) ①危機関連保証 ⑫伴走支援型特別保証(責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既 存残高の範囲内で借換する場合)

<責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図>

①部分保証方式

保証時点

80% 保証部分 **20%** 非保証部分

代位弁済時点

 80%
 20%

 信用保証協会からの代位弁済額
 プロパー分

金融機関は80%の保証部分について、信用保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

②負担金方式

保証時点

代位弁済時点

100% 20% 信用保証協会からの代位弁済額 負担金

金融機関は100%信用保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払うこととなります。

信用保証料

基準となる料率は中小企業者の経営状況に応じ、責任共有制度の対象となる場合では年0.45~1.90%の範囲内で次のとおりです。

県制度資金については、県で保証料の一部又は全額補給を実施しています。また、市町村制度については、各市町村で保証料の一部又は全額補給を実施しています。

信用保証料率表 (%)

区分	1	2	3	4	⑤	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(下段は特殊料率)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有対象外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(下段は特殊料率)	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

信用保証料決定のプロセス

- ① 決算データについて、中小企業信用リスク情報データベース(略称CRD)のスコアリングモデルに基づいて評価します。
- ② 評価結果に応じて基準となる料率を決定します。
- ③ 会計参与を設置している場合は中小企業会計割引として0.1%を、担保を提供いただいた場合は有担保割引として0.1%をそれぞれ割引し、最終的な保証料率となります。また事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用の場合は要件に応じ、0.25%または0.45%の割増後、最終的な保証料率となります。
 - ※ 上記表の特殊料率とは、「カードローン根保証」「当座貸越根保証」「手形割引根保証」 を利用する場合の料率です。
 - ※ CRDは、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を目的に設立された中小企業を対象とした日本最大の信用情報データベースです。
 - ※ 貸借対照表を作成していない個人事業者または決算データの無い創業者については、 一律1.15% (責任共有対象外の場合1.35%)の保証料率が適用されます。

信用保証料の計算方法

<一括返済の場合>

信用保証料=借入金額 × 保証期間(月数) ÷ 12 × 保証料率

<分割返済の場合>

信用保証料=借入金額 × 保証期間(月数) ÷ 12 × 保証料率 × 分割返済係数

分割返済係数

返済回数	分割返済係数
20 ~ 60	0.70
70 ~ 120	0.65
130 ~ 240	0.60
25回以上	0.55

※不均等分割返済、据置金額がある場合等は別途計算が必要となります。

主な保証制度一覧 (秋田県制度)

	判 度 夕 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・									
		制 度 名		略称	借入限度額	保証期間	(%) ※①	(企業負担、%)		
	中小企	一 般 資	金	振 興 固 定 振 興 変 動 S D G s ^{固定}	1 億円	運転 7年 設備 10年 運転 10年 設備 15年 運転 7年 設備 10年	1.95 1.70 (※⑥) 1.75	1.55以内 (※④)		
	小企業振興資金			推進枠変動		運転 10年 設備 15年	1.50 (※⑥)			
	興 資	小規模事業振興	일 金	マ ル 小	(県小口と合算で) 2,000万円	運転 7年 設備 10年	1.95	0.45以内 (※⑤)		
	金	流動資産担保	資 金	県 A B L	1億円	1 年 (更新可)	1.60	0.68以内		
		中小企業災害復旧	音資金	災害復旧	3,000万円	10年	1.35	0		
		経営安定 資 保	資金 P)	受 注 減	8,000万円	10年	1.55	1.55以内 (※④)		
				連 倒				1.55以内 (※⑤)		
	経労	借換	枠	借 換	2億8千万円	10年	1.40	1.55以内 (※④)		
	経営安定資金	特 別 改 善	枠	経営安定再生	8,000万円 5,000万円	12年	1.95	1.55以内 (※④)		
	食金	原油・原材料等価格高騰	対策枠	経営安定価格高騰	4,000万円	10年	1.35	1.40以内 (※⑧)		
		秋田県伴走支援型特(ウィズ・アフターコ	コナ枠)	県 伴 走 特 別	1億円	10年	1.55	1.15以内 (※⑨)		
秋田		秋田県事業再生計画実施院 < 感染症対策 (事業 再生	関連保証 型 > 枠)	県改善サポ感染	2億8千万円	15年	1.75	0.2		
県の	責	秋田県小口零細企業	業保証	県 小 🗆	2,000万円	運転 7年 設備 10年	1.75	0.50以内		
県の特別保証制度	責任共有制度の対象除外資金	創秋田県創業支援	爰資金	県 創 業 関 連	3,500万円(※⑦)		1.30 (創業塾受講者、 県内移住後3年以内 の方は1.10%)	0.60以内		
証制	度			女性·若者支援枠	2,500万円	10年	1.10 1.30	0		
度	の対象	創業支援 援資金 秋田県スタートアップ 創 出 促 進 資 金	スリーS保証	3,500万円(※⑦)		(創業塾受講者、 県内移住後3年以内 の方は1.10%)	0.80以内			
	外			女性·若者支援枠	2,500万円		1.10	0.2以内		
	資金		企業資金	県 再 起	3,500万円 (※⑦)	10年	金融機関所定	0.70以内		
		村 別 脚 貝 !	灵 亚	県事業再生	2億円	10年	金融機関所定	1.2以内		
	事業革新資金	事業革新	資 金	新事業事業革新	1億円 (※⑩)	10年	1.30	0.60以内 (※⑬)		
	盂	事業革新資金賃金水準	向上枠	事業革新(賃金向上)	2億円		1.30	0		
	事業	秋田県事業承継	資金	県事業承継	1 億円 (※⑪)	10年	(後継者育成塾受講 者、所定の機関から 支援を受けた方は 1.10%)	0		
	事業承継資金	秋 田 県 事 業 承 継 融 資 特 別 ((経 営 者 保 証 特)	資金保証引枠)	バトンタッチ	2億円	10年	1.30 (中小企業活性化協 議会及び事業承継・	0		
	金	秋 田 県 経 営借 換 資 金 融 資(経営者保証特)	承 継制 度引枠)	県承継借換	2億円	10年	引継ぎ支援センター の確認を受けた方は 1.10%)	0		
	-	再生可能エネルギー設		エネルギー設備 エ ネ ル ギ ー	2億円	15年	1.30	1.07以内		
	そ	再生可能エネル産業参入支援	資 金	産 業 参 入	2億8千万円	·		0		
	の	中小企業連携支援		グループ連携	5,000万円	10年	1.30	0.60以内		
	他	中小企業アグリサポー 賃金水準向上資金融 (中小企業特定社債	資保証	県 ア グ リ 賃金水準向上 (社 債)	2,500万円 3千万円以上 5億6千万円以内	10年 2年~7年	1.55 金融機関所定	0.60以内		
	红土左	(中小正乗特定社員			(※⑫) -記恚から▲0つポイントと	なります (供換め 目	伴去特別 周汝姜廿ポ威沙	・ カルギー設備 エカルギー産業		

※① 責任共有対象の制度にセーフティネット保証の1号〜4号及び6号認定を併用する場合の借入利率は、上記表から▲0.2ポイントとなります。(借換枠、県伴走特別、県改善サボ感染、エネルギー設備、エネルギー産業 <金融機関、「賃金水準向上(社債)」は、羽後信用金庫、秋田県信用組合、あすか信用組合、JA秋田しんせい、JA秋田ふるさとを除く金融機関でのお取り扱いとなります。 ※④ セーフティネット保証を利用する場合の 0.45%となります。 ※⑥ お借入れ後の料率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取り扱いの金融機関窓口へお問い合わせください。 ※⑦ 県創業関連、スリーS保証、県再起については、合算で3 積支援事業の認定を受け、当該事業を行う場合は2億円。 ※⑪ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円。 ※⑫ 保証限度額は4億5千万円となります。 ※⑬ セ

こつハてコンブライアンス

令和6年4月1日現在 担保 取扱金融機関※③ 備 考 借入から完済まで借入利率が一定となります。 借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。 経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「く 必要に応じ るみん」、「プラチナくるみん」、秋田県認定・表彰の「秋田県SDGsパートナー制度」、「秋田県版健康経営優良法人」、「秋田県えるぼしチャレンジ企業認定法人」、「秋田県女性の活躍推進企業表彰」、「秋田県子ども・子育て 支援知事表彰」「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」のいずれかを取得している企業が対象となります。 従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題 解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。 在庫または売掛債権のみ 在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。 災害によって被災した企業が対象となります。(市町村の罹災証明書または公的機関発行の罹災証明書に進じる 則 不 要 被害証明書等が必要です。) この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです ① 直近3ヵ月間、直近6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減 少した、または減少する見込みにあること。 直近決算において赤字を計上 倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有す企業が対象です。 必要に応じ 既存の緊急経済対策枠、23年地震資金及びコロナ関連制度等の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。 中小企業活性化協議会の支援を受け事業再生に取組む企業が対象です。 商工調停士から事業再生計画についての指導を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。 秋田銀行 原油・原材料等の仕入価格が高騰しているにもかかわらず、価格転嫁できていない方が対象です。 北都銀行 秋田信用金庫 新型コロナウィルス感染症の影響を受けている中小企業者の資金円滑化を支援すると共に金融機関が中小企業者 羽後信用金庫 に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や収益力改善を支援します。 必要に応じ 秋田県信用組合 新型コロナウィルス感染症の影響により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定 支援機関の指導又は助言を受けて作成した「事業再生計画」に基づき、事業再生を行う中小企業者への資金調達 みずほ銀行 を支援します。 三菱UFJ銀行 従業員20名(商業・サービス業は5名)以下の小規模企業者で申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000 青森銀行 原則不要 万円以内となる方が対象です。 みちのく銀行 七十七銀行 これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。 東北銀行 岩手銀行 上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。 不要 北日本銀行 これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う方を対象に、連 帯保証人なしでの資金調達を支援します。 山形銀行 (税務申告1期未終了の場合は、創業資金総額の1/10の自己資金が必要になります。) きらやか銀行 上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。 商工組合中央金庫 過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象 あすか信用組合 不要 JA秋田しんせい 必要に応じ 法的な再建手続により事業再生に取り組む方が対象です。 JA秋田ふるさと この制度は商工会等の認定等を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政庁承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 必要に応じ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 新市場(海外を含む)進出による事業展開を図ろうとする方 上記③または④に該当する方で賃金水準向上計画を策定している方。 ま業が終により事業活動の終続に支持が主じていることについて、山脈が事めるだとなりだが。
 事業が継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証
 人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。中小企業活性
 化協議会及び事業が継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認 を受けた場合、借入利率を引き下げます。 経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた県内中小企業について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証 必要に応じ 社の解告者の経営自体部で提供している関係では、経営自体部が不安とする融資に同り扱んなことで、経営自体部の解除を行います。 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営 の状況の確認を受けた場合、借入利率を引き下げます。 発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。 再生可能エネルギー発電事業を行う方又は同発電設備に関連する事業を行う方の必要資金を支援します。

参入、グループ連携、県アグリ、賃金水準(社債)を除く) ※② 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされます。 ※③ 「県小口」は商工組合中央金庫を除 保証料率は、1号~4号及び6号認定の場合0.88%、5号・7号認定の場合は0.76%となります。 ※⑤ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号~4号及び6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合 ,500万円が上限となります。 ※⑥ セーフティネット5号を併用する場合の保証料率は0.56%となります。 ※⑨ セーフティネット4号又は5号を併用する場合は、保証料率が0.2%となります。 ※⑩ 環境調和型産業集 ーフティネット保証の1号~4号および6号認定を併用する場合の保証料率は、0.70%となります。

が2億円を超える 場合は担保が必要 異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。

適信基準を満たし、かつ賃金水準向上計画を策定している方が対象です。

農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。(農業法人など、農業のみを行っている方 および個人の方を除く)

主な保証制度-(国制度·協会制度)

	制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%)	保証料率※① (企業負担、%)
	継 続 型 短 期 融 資 保 証	継続短期	100万円以上 5,000万円以内	1年 (ただし、5回ま で更新可能)	1.5以内	1.80以内
	経営相談付長期設備資金	継続短期(SDGs型) 順風満帆	2,000万円以上 2億8千万円以内	20年		1.75以内
	当座貸越根保証	当貸	2億8千万円			
	事業者カードローン	カード	2,000万円	2年 万円 (更新可)		1.62以内
	小規模企業者カードローン	カードmini	一般枠:300万円 創業者枠:100万円			
	経営承継関連保証	承 継 関 連 保 証 経 営 承 継 2億8千万円				
	特定経営承継関連保証	特定経営承継	2億8千万円	運転 10年		1.90以内
	経営承継準備関連保証	経営承継準備	2億8千万円	設備 15年		
	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	2億8千万円			1.15以内
国・保証協	事業承継特別保証	承 継 特 別	2億8千万円	10年	金融機関所定	1.90以内 (中小企業活性化 協議会及び事業 承継・引継ぎ支
国・保証協会の特別保証制度	経営承継借換関連保証	承継借換	2億8千万円			援センターの確認を受けた方は 1.15%以内)
証制	事業承継サポート保証	事業承継サポート	2億8千万円	15年		1.15
度	創業者不動産取得支援保証	不動産取得(創業)	1 億円	20年		1.80以内
	スタートアップ創出促進保証	S S S 保証	3,500万円	10年		1.08以内
	税理士推薦特別保証	税理士推薦	2,000万円 (直近における平均月 商の3カ月の範囲内)	10年	-	1.90以内
	伴走支援型特別保証	伴 走 特 別	1 億円			1.15以内
	事業再生計画実施関連保証	経改サポート	2億8千万円	15年		1.0以内
	事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 保 証 (感 染 症 対 応 型)	改善サポ感染	2億8千万円	15年		0.20
	流動資産担保融資保証	流動資産	2億円	1 年 (更新可)		0.68以内
	財務要件型無保証人保証	財務型無保証人	2億8千万円	7年		1.90以内
	事 業 者 選 択 型 経 営 者保証非提供促進特別保証	国補助選択型	8,000万円 (※②)	10年		2.50以内 (※③)
	プロパー融資借換特別保証	プロパー借換	2億8千万円	10年		1.90以内

[※]① 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25%または0.45%が上乗せされます。 ※② セーフティネット4号または5号利用の場合は上限1億6千万円。 ※③ セーフティネット4号を利用の場合は1.18%以内、セーフティネット5号を利用の場合は1.06%以内。

		令和6年4月1日現在
担保	取扱金融機関	備考
必要に応じ		経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね5年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。
	約定書締結金融機関	SDGsに賛同し、目標達成のために独自の取組を継続的に行う方が対象となります。
必要に応じ		設備投資や事業拡大を行う場合に、低利・長期の資金調達を可能にするとともに、外部の専門家を派遣しサポートを行います。
保証金額 5 千万円までは 原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽 後信金、秋田県信組(当貸・カード 除く)、みずほ銀行、青森銀行、み	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。
原則不要	ちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、 岩手銀行(当貸のみ)、東北銀行、	金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。
原則不要	七十七銀行、きらやか銀行、北日本 銀行、商工中金 (当貸のみ)、かづ の農協 (当貸のみ)	従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方のタイムリーな資金調達を支援します。
		事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など)
必要に応じ		事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(前代表者が所有する株式等取得資金など)
		他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。 (M &Aによる株式等取得資金など)
		事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など)
		事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げします。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。
		経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たし知事の認定を受けた中小企業者について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げします。
		事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約するための資金を調達できます。
必要		事業開始後1年未満の方が、不動産取得する際の資金調達を支援します。
不要	約定書締結金融機関	これから事業を開始する又は事業を開始した日以後5年を経過していない法人及び分社化を行う方を対象に、連帯保証人なしでの資金調達を支援します。(税務申告1期未終了の場合は、創業資金総額の1/10の自己資金が必要になります。)
原則不要		東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調達を支援します。
		新型コロナウイルス感染症や災害等の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走型支援を実施することで、中小企業者の経営の安定や収益力改善を支援します。
必要に応じ		認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者への資金 調達を支援します。
		新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調 達を支援します。
在庫または 売掛債権のみ		在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。
必要に応じ		経営者保証を不要とした資金調達により、中小企業者の設備投資や事業拡大を支援します。
不要		一定の要件を満たす中小企業者について信用保証料率の上乗せにより経営者保証を不要とした借入ができる制度です。(信用保証料の一部を国が補助しています。)
必要に応じ		金融機関からの借入(プロパー融資)を本制度で借換することで、経営者保証を不要とすることができます。

5

プロフィール 信用保証協会

役員·組織図保証協会

耐度について

利用について信用保証の

責任共有制度

(秋田県制度)主な保証制度

信用保証料

(国制度・協会制度) 主な保証制度

良 取り組み 企業支援の

> 業務実績 令和5年度

決算報告 令和5年度

ついて 経営計画に

保護について

コンプライアンス

主な保証制度一覧 (市町村制度)

① 一般資金(原則として、責任共有制度の対象となります)

令和6年4月1日現在

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率(企業負担)	借入期間	借入金利(%)
秋 田 市	マ ル 市		3,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は		
潟 上 市	マル K		2,000 万円	2.25%または 0.45%		
男 鹿 市	マ ル 男		1,500 万円			
五 城 目 町	マ ル 五	運転・設備	1,000 万円		10年	1.75
八郎湯町	マルハ]	1,000 万円	0% (全額補給)		
井 川 町	マ ル 井		1,000 万円			
大 潟 村	マ ル 潟		1,000 万円			
大 館 市	マ ル 大		2,000 万円			
鹿 角 市	マ ル 鹿		2,000 万円			
北 秋 田 市	マ ル 北	運転・設備	1,500 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%	10年	1.75
小 坂 町	マ ル 坂		1,000 万円			
上小阿仁村	マ ル 上		1,000 万円			
能代市	マ ル 能		2,000 万円		10年	1.75
八峰町	マ ル 橅	運転・設備	1,000 万円			
三種 町	マ ル 三	连拉 政佣	2,000 万円			
藤里町	マ ル 藤		1,000 万円			
由利本荘市	マ ル 荘	運転・設備	2,000 万円		7年	1.95
にかほ市	マルに	X±+A 0X //H	2,000 万円		10年	1.55
大 仙 市	マ ル 仙		2,000 万円			
仙 北 市	マルセ	運転・設備	2,000 万円		10年	1.75
美郷町	マ ル 美		1,500 万円			
横手市	マ ル 横		2,000 万円		10年	1.75
湯沢市	マルゆ	運転・設備	2,000 万円		10.4	1.75
羽後町	マ ル 羽		2,000 万円	0% (全額補給)	15年	所定
東成瀬村	マ ル 東	運転	1,000 万円	O /O (IIIA)	10年	1.75
N 180 M2 13	, ,,,	設備	2,000 万円		10 4	1., 5

② 小規模事業者向けの資金

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・従業員数 20 名以下(商業・サービス業の場合は 5 名以下)で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000 万円以内となる小規模企業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率(企業負担)	借入期間	借入金利(%)
秋 田 市	マル市小口		2,000 万円	事業者選択型経営者保証非		
潟 上 市	マルK小口		1,250 万円	提供制度を利用の場合は 0.25%または0.45%		
男 鹿 市	マル男小口		1,500 万円			
五 城 目 町	マル五小口	運転・設備	1,000 万円		10年	1.55
八郎 潟町	マルハ小口		1,000 万円	0% (全額補給)		
井 川 町	マル井小口		1,000 万円			
大 潟 村	マル潟小口		1,000 万円			
大館市	マル大小口	運転・設備	1,250 万円		10年	1.55
鹿角市	マル鹿小口	连和 以III	2,000 万円		10 4	1.55
能代市	マル能小口		2,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または0.45%	10年	1.55
八 峰 町	マル橅小口	運転・設備	1,000 万円			
三 種 町	マル三小口	建松 改佣	2,000 万円			
藤里町	マル藤小口		1,000 万円			
由利本荘市	マル荘小口	運転・設備	2,000 万円		7年	1.75
にかほ市	マルに小口	注和 以III	2,000 万円		10年	1./5
大 仙 市	マル仙小口		1,250 万円			
仙 北 市	マルセ小口	運転・設備	1,250 万円		10年	1.55
美 郷 町	マル美小口		1,250 万円			
横手市	マル横小口		1,250 万円		10年	1.55
湯沢市	マルゆ小口	運転・設備	2,000 万円		10 4	1.33
羽後町	マル羽小口		2,000 万円	0%(全額補給)	10年	所定
東成瀬村	マル東小口	運転	1,000 万円	0/0 (土銀門和)	10年	1.55
木 以 級 竹	マルネッロ	設備	2,000 万円		104	1.55

③ 創業者向けの資金

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・不動産取得に係る資金は対象外となります。(マル市創業を除く)

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率(企業負担)	借入期間	借入金利(%)
秋 田 市	マル市創業		2,000 万円	事業者選択型経営者保証非 提供制度を利用の場合は 0.25%または 0.45%		1.55 (1.75)
男 鹿 市	マル男創業	運転・設備	1,000 万円		10年	
五 城 目 町	マル五創業	注 书	1,000 万円		104	4.55
八郎湯町	マル八創業		1,000 万円	0%(全額補給)		1.55
井 川 町	マル井創業		1,000 万円			
大 館 市	マル大創業		1,000 万円	1,000万円 1,000万円 1,000万円	10年	1.55
鹿 角 市	マル鹿創業	運転・設備	1,000 万円			
小 坂 町	マル坂創業		1,000 万円			
能代市	マル能創業		1,000 万円		10.5	≐ 1.55
八 峰 町	マル橅創業	運転・設備	1,000 万円			
三 種 町	マル三創業	建料・設備	2,000 万円	事業者選択型経営者保証非	10年	
藤里町	マル藤創業		1,000 万円	提供制度を利用の場合は		
にかほ市	マルに創業	運転・設備	1,000 万円	0.25%または 0.45%	10年	1.75
大 仙 市	マル 仙 創業		1,000 万円			
仙 北 市	マルセ創業	運転・設備	1,000 万円		10年	1.55
美 郷 町	マル美創業		1,000 万円			
横手市	マル横創業	運転・設備	1,000 万円		10年	1.55

④ 創業者向けの資金(SSS 保証)

- ・これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- ・経営者保証が不要となります。(対象:法人のみ)

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	保証料率(企業負担)	借入期間	借入金利(%)
秋田市	マル無(SSS)		1,000 万円			
五 城 目 町	マル五創業(SSS)	`\#\ =\\/#	1,000 万円		10年	1.55
八郎湯町	マル八創業(SSS)	運転・設備	1,000 万円	0% (全額補給)	10 #	1.55
井 川 町	マル井創業(SSS)		1,000 万円	-		
大 館 市	マル大創業(SSS)	運転・設備	1,000 万円		10年	1.55
八 峰 町	マル橅創業(SSS)	運転・設備	1,000 万円		10年	1.55
三 種 町	マル三創業(SSS)	建料・設備	2,000 万円		10 4	1.55
大 仙 市	マル仙創業(SSS)		1,000 万円	0.20%		
仙 北 市	マルセ創業(SSS)	運転・設備	1,000 万円		10年	1.55
美 郷 町	マル美創業(SSS)		1,000 万円			
横 手 市	マル横創業(SSS)	運転・設備	1,000 万円	0%(全額補給)	10年	1.55

- ●各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- ●担保は必要に応じご提供いただくこともございます。(各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。)●各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳 しくは協会各窓口までご照会下さい。

コンプライアンフ

企業支援のための取り組み

専門家派遣事業

お客様が「強み」を伸ばし、また課題を解決するためのお 手伝いとして、マーケティングや情報システム化、税務・会 計など様々な分野の専門家を派遣しております。派遣に係 る費用は当協会が負担いたしますので、お客様は無料*でご 利用いただけます。令和5年度は延べ126企業にご利用い ただきました。

ご利用いただいたお客様からは、「財務内容の改善」「役職員の知識・技術力の向上」「売上や利益の増加」などの効果があったと報告を受けており、事業の成長につながる活用が図られています。

※派遣回数を超えた分の費用は、お客様の負担となる場合があります。



対 象	当協会をご利用中の方・これからご利用される方
派遣回数	最大7回
謝 金	専門家への謝金は当協会が負担します
旅費・宿泊費	専門家の旅費・宿泊費は当協会が負担します (ただし、金額に上限があります)
派遣先企業数	100社(予定)



● 専門家テーマ別実績

テーマ	企業数
販 路 開 拓	25
新 商 品 開 発	1
店 舗 管 理	14
組織・人材育成	8
IT・情報化	19
技 術・生 産 管 理	11
デ ザ イ ン	13
財務	15
労 務	10
事業計画の策定	1
経営改善計画の策定	7
創業計画の策定	1
事業承継支援	1
計	126

● 専門家派遣利用企業業種別実績

製	造	業	28
建	設	業	15
卸	売	業	4
小	売	業	34
飲	食	業	9
サ -	- ビフ	ス 業	27
宿	泊	業	3
そ 合	の	他	6
合		計	126

経営診断サービスの提供

当協会を利用されているお客様の経営改善活動をサポートするため、一般社団法人CRD協会が提供している経営分析ツールの中小企業経営診断システム(Management consulting Support System/略称:McSS)によって得られた財務分析などの総合評価結果診断書を無料で提供しています。(※法人企業限定)

McSSは、お客様の財務状況について評価し、蓄積された 全国データを比較した信用力の「位置づけ」と、財務面の「強 み・弱み」を表示する「財務診断ツール」であり、令和5年度 は444企業に資料を提供しました。



創業支援

創業を計画している方や創業後間もない方を対象に、当協会の創業支援担当職員が創業前から事業が安定するまで一貫した支援を行います。

令和5年度の創業者向け保証制度の実績は利用企業者243社、保証承諾額1,607百万円となりました。

◆企業訪問・フォローアップ

お客様を訪問し、創業後の状況やお悩みを共有し、お客様の課題解決に向けてサポートを行っております。

令和5年11月には、フォローアップの一環として開業後5年 未満の創業者673社に対しダイレクトメールを発送し、金融・経 営相談に対応いたしました。

◆創業ガイドブックの作成・支援メニューの提供

創業のための準備、創業に関する保証制度や関係機関の補助金等の情報をご提供します。

◆起業塾・創業塾への職員派遣

関係機関が主催する起業者向けのセミナー等に創業支援担当職員が出席し、創業者向け保証制度についてなど説明を行っております。

◆起業者交流会の開催

起業・創業に必要な情報提供を行うほか、不安解消や人脈形成のお手伝いとして、起業者同士の交流の場をご提供します。

◆制度の創設

創業者の積極的な事業展開を支援するため、県及び一部市町村で経営者保証を不要とする制度を創設いたしました。令和5年度の実績は利用企業者11社、保証承諾額120百万円となりました。



ここについてコンプライアンス

事業承継支援

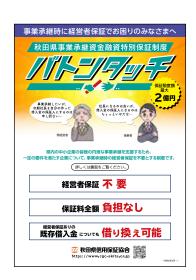
経営者の高齢化、後継者不足による事業承継問題が深刻化していることから、事業承継をお考えのお客様に対して様々な支援を行います。

◆秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』の利用推進 円滑な事業承継を支援するため、一定の要件を満たす企業について、事業承継時の経営者保証を不要とする秋田県事業承継資金 融資特別保証『バトンタッチ』を推進しております。令和5年度の 実績は、利用企業者13社、保証承諾額881百万円となりました。

また、当協会の顧客データを基に、『バトンタッチ』の財務要件を満たす464企業に対してダイレクトメールを発送し、同制度の周知を行いました。

◆ニーズに応じた保証制度の利用

企業間買収(M&A)のための経営承継準備関連保証や従業員等による企業買収(EBO)など、様々な事業形態に応じてご利用いただける特別保証制度をご用意しております。令和5年度の実績は利用企業者19社、保証承諾額365百万円となりました。



◆関係機関との連携強化

金融機関と連携し、将来の事業存続に課題や悩みを抱えるお客様を訪問し、事業承継に向けた準備や、必要に応じて事業承継相談機関等へ斡旋を行います。

経営課題を抱える企業への支援

新型コロナ対策資金の返済据え置き期間中の方や過剰債務を抱えた方等に対しモニタリング等を実施し、経営状況の把握及び経営課題解決に向けての専門家派遣、協会内中小企業診断士による経営改善計画の策定支援、商談会出展支援等を行っております。

◆モニタリング・フォローアップ

企業訪問を主体に令和5年度は329企業へのモニタリング・フォローアップを実施いたしました。

また実施したモニタリング・フォローアップの結果を分析し、中小企業のニーズを把握する とともに金融機関をはじめとする関係機関との情報共有を行い、経営支援につなげておりま す。

◆販路拡大支援

販路拡大支援として、商談会等への参加斡旋や出展料・旅費等の一部補助を行っております。 令和5年度は、東北最大級の展示・商談会「ビジネスマッチ東北」に初めて出展斡旋を行いました。

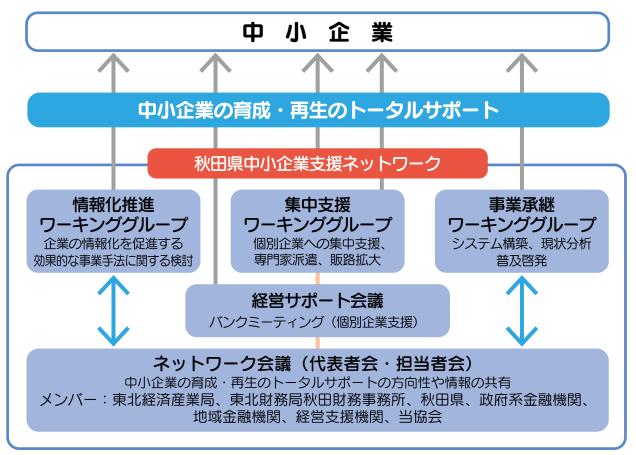
令和5年度実績

商談会名	斡旋企業者数
県産食材マッチング商談会2023	17企業
OSAKAビジネスフェア2023	5企業
ビジネスマッチ東北2023	6企業
伊達な商談会	1 企業

関係機関との連携

◆秋田県中小企業支援ネットワーク

中小企業の育成・再生のトータルサポートを行うため、秋田県・金融機関・経営支援機関等と 「秋田県中小企業支援ネットワーク」を形成し、情報共有や個別企業の支援を行っています。



※集中支援ワーキンググループおよび経営サポート会議 (バンクミーティング含む) については、当協会が事務局を担当しています。 令和5年度開催回数 経営サポート会議 171回 集中支援ワーキンググループ会議 39企業支援

相談窓口メニュー

当協会では、下記の様々な相談窓口を設けて対応しております。お近くの協会窓口または 当協会ホームページよりお気軽にご相談ください。

(お近くの協会窓口は最終ページをご参照ください)

資金繰り 相談

金融機関 紹介相談

事業計画 経営計画 策定支援

経営診断 サービス

商談会 展示会

コンプライアンス

令和5年度業務実績

事業概況(過去5年間)

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年比
元年度	7,877	71,630	104.3
2年度	19,991	281,562	393.1
3年度	6,369	86,727	30.8
4年度	4,487	42,252	48.7
5年度	4,406	46,778	110.7

保証残高

(単位:件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年比
元年度	26,032	180,044	96.4
2年度	31,747	335,499	186.3
3年度	31,656	350,889	104.6
4年度	31,374	332,094	94.6
5年度	30,001	300,478	90.5

代位弁済

(単位:件、百万円、%)

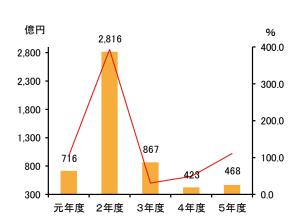
年度 「項目	件数	金額	前年比
元年度	362	2,507	91.6
2年度	157	1,158	46.2
3年度	190	1,821	157.2
4年度	273	2,559	140.6
5年度	399	3,371	131.7

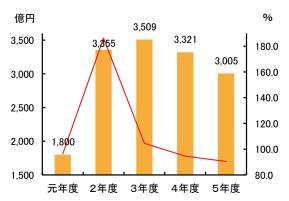
保証利用企業数

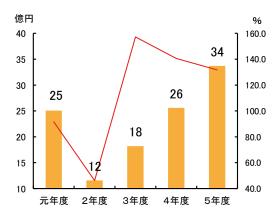
(単位:企業、%)

年度	企業数	増減数	※利用度
元年度	13,063	-294	39.5
2年度	15,183	2,120	45.9
3年度	15,111	-72	45.7
4年度	14,867	-244	44.9
5年度	14,199	-668	48.9

※利用度:保証利用企業数÷中小企業者数 [令和元~4年度…33,096企業 5年度…29,042企業」 (中小企業庁公表資料より)







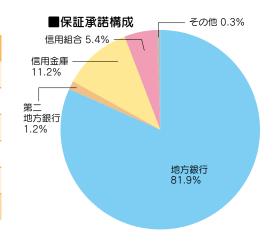


令和5年度金融機関別保証状況

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

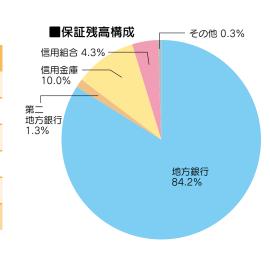
· 項目 金融機関 · · · ·	件数	金額	前年比
地 方 銀 行	3,210	38,296	111.5
第二地方銀行	58	563	125.1
信用金庫	788	5,250	103.4
信用組合	337	2,526	119.6
そ の 他	13	143	51.7
合 計	4,406	46,778	110.7



保証残高

(単位:件、百万円、%)

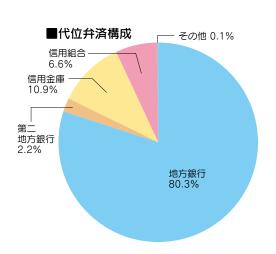
金融機関 項目	件数	金額	前年比
地 方 銀 行	23,036	252,856	90.1
第二地方銀行	348	3,762	93.0
信用金庫	4,666	30,005	92.4
信用組合	1,875	12,969	92.8
その他	76	886	91.7
合 計	30,001	300,478	90.5



代位弁済

(単位:件、百万円、%)

項目 金融機関	件数	金額	前年比
地 方 銀 行	283	2,706	133.9
第二地方銀行	6	73	7306.6
信用金庫	69	367	163.9
信用組合	40	222	70.7
そ の 他	1	3	-
合 計	399	3,371	131.7



プロフィールとは/

役員·組織図 保証協会 利田県信用

制度について信用補完

利用について信用保証の

責任共有制度

信用保証料

(秋田県制度)主な保証制度

(国制度・協会制度) 主な保証制度

(市町村制度)主な保証制度

取り組み ための 接の

保護について個人情報の

プロフィール 信用保証協会

役員·組織図 保証協会 利田県信用

制度についてに開補完

利用について

責任共有制度 信用保証料

(秋田県制度)主な保証制度

(国制度・協会制度) (市町村制度) 主な保証制度 主な保証制度

取り組み た数の 接の

ついて 経営計画に

ついて について コンプライ

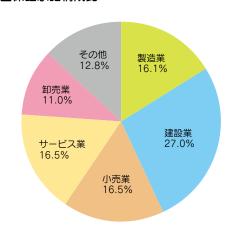
令和5年度業種別保証状況

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

 業種		項目	件数	金額	前年比
製	造	業	592	7,519	116.8
建	設	業	1,230	12,653	111.0
小	売	業	985	7,738	100.0
サ-	- ビス	ス業	809	7,719	111.2
卸	売	業	301	5,154	122.3
そ	の	他	489	5,995	108.5
合		計	4,406	46,778	110.7

■保証承諾構成比

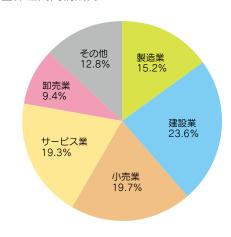


保証残高

(単位:件、百万円、%)

~ 業種		項目	件数	金額	前年比
製	造	業	3,907	45,637	90.8
建	設	業	7,573	70,969	88.8
小	売	業	7,439	59,045	90.7
サ-	- ビフ	ス業	5,840	58,102	92.0
卸	売	業	2,029	28,353	89.3
そ	の	他	3,213	38,372	91.5
合		計	30,001	300,478	90.5

■保証残高構成比

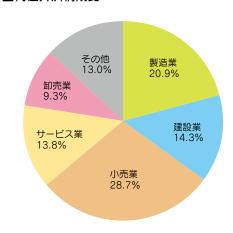


代位弁済

(単位:件、百万円、%)

 業種	項目		件 数	金額	前年比
製	造	業	60	704	240.3
建	設	業	68	483	147.7
小	売	業	154	968	122.1
サ-	- ビフ	ス業	48	464	91.5
卸	売	業	31	315	80.6
そ	の	他	38	437	176.2
合		計	399	3,371	131.7

■代位弁済構成比

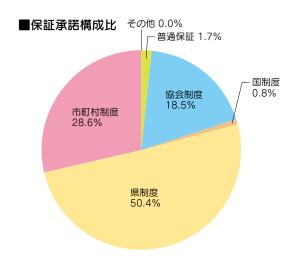


令和5年度制度別保証状況

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通贸	系 証	44	814	91.3
協会制	1)度	1,143	8,650	109.2
国 制	度	22	386	114.3
県 制	度	1,195	23,566	111.6
市町村	制度	2,002	13,362	111.6
そ の	他	0	0	_
合	計	4,406	46,778	110.7

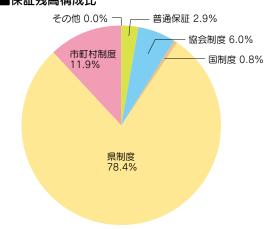


保証残高

(単位:件、百万円、%)

項目 制度	件数	金額	前年比
普通保証	447	8,779	91.6
協会制度	2,472	17,936	90.6
国制度	113	2,497	90.1
県 制 度	18,780	235,460	89.0
市町村制度	8,189	35,804	101.2
そ の 他	0	0	_
合 計	30,001	300,476	90.5

■保証残高構成比

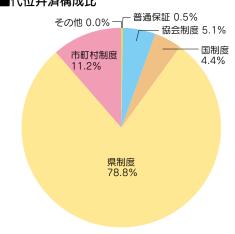


代位弁済

(単位:件、百万円、%)

制度	項目	件 数	金額	前年比
普通	保証	4	17	14.8
協会	制度	28	171	55.1
国 制	度	5	150	969.8
県 制	度	280	2,655	146.3
市町村	制度	82	378	128.5
その	他	0	0	_
合	計	399	3,371	131.7

■代位弁済構成比



プロフィール

役員·組織図 保証協会 利田県信用

制度について信用補完

利用について信用保証の

責任共有制度

信用保証料

(秋田県制度)主な保証制度

(国制度・協会制度) 主な保証制度

(市町村制度)主な保証制度

取り組み ための 接の

保護について個人情報の

役員·組織図 保証協会 利田県信用

制度について

利用について 責任共有制度

信用保証料 (

(秋田県制度) (国制度・協会制度 主な保証制度 主な保証制度

(市町村制度) まな保証制度

について

令和5年度市郡別保証状況

(単位:件、百万円、%)

項目		保証承諾		保	ミ証債務残			代位弁済	
地域	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
秋田市	1,316	13,335	97.8	10,357	108,455	91.0	145	939	98.4
男 鹿 市	88	904	114.1	701	7,601	87.1	20	191	2024.1
潟上市	132	971	86.6	883	7,562	84.4	15	130	95.6
南秋田郡	87	1,115	150.2	491	4,267	92.8	8	58	167.8
1 & 	001	0.707	107.0	0.1.40	00.001	01.5	00	005	100.0
大館市	301	3,787	107.3	2,148	23,901	91.5	22	205	166.9
鹿角市	132	1,491	149.4	829	8,339	88.8	4	90	634.0
北秋田市	144	1,172	102.6	797	6,691	84.4	6	35	15.8
鹿角郡	17	290	107.3	90	1,125	85.3	2	14	-
北秋田郡	13	146	94.5	64	624	91.3	0	0	-
能代市	214	2,065	108.3	1,485	15,322	85.9	29	357	124.6
山本郡	84	572	106.0	573	4,752	83.3	18	315	1771.3
由利本荘市	362	3,206	101.9	2,125	15,660	92.1	18	59	40.6
にかほ市	161	1,816	191.2	856	8,055	91.5	8	30	145.1
大仙市	362	3,247	87.2	2,386	21,093	90.3	19	89	280.7
仙北市	160	1,678	147.2	889	7,450	89.6	3	8	20.1
仙北郡	68	527	68.1	441	3,719	92.1	1	3	14.0
# ~ +	200	2.000	00.5	2.000	20.700	01.0	F0	F01	100.0
横手市	392	3,889	88.5	3,090	33,736	91.0	59	591	138.6
湯沢市	289	5,454	273.6	1,260	15,178	101.9	17	177	278.7
雄勝郡	50	543	64.2	358	3,343	84.2	0	0	-
県 外	34	570	128.8	178	3,605	87.2	5	80	_
合 計	4,406	46,778	110.7	30,001	300,478	90.5	399	3,371	131.7

経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とす る保証の取扱いを行っております。令和5年度における経営者保証に関するガイドラインの活 用実績は以下のとおりです。

	令和5年度
①信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	4,406
②無保証人で信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	1,868
③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合(法人・個人を含む)	42.4%

	令和5年度
④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	239

	令和5年度
⑤「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	15

	令和5年度
⑥代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、 かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	65
⑦代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する 一方、新代表者との保証契約を締結した件数	158
⑧代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	319
⑨代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	0
⑩ ⑥~9の合計	542

プロフィール 信用保証協会

役員·組織図 保証協会 秋田県信用

制度について信用補完

利用について信用保証の

責任共有制度 信用保証料

(秋田県制度)主な保証制度

(国制度・協会制度) 主な保証制度

(市町村制度)主な保証制度

取り組み た数の を業支援の

ついて 経営計画に

保護について個人情報の

について

令和5年度決算報告

貸借対照表 (R6.3.31現在)

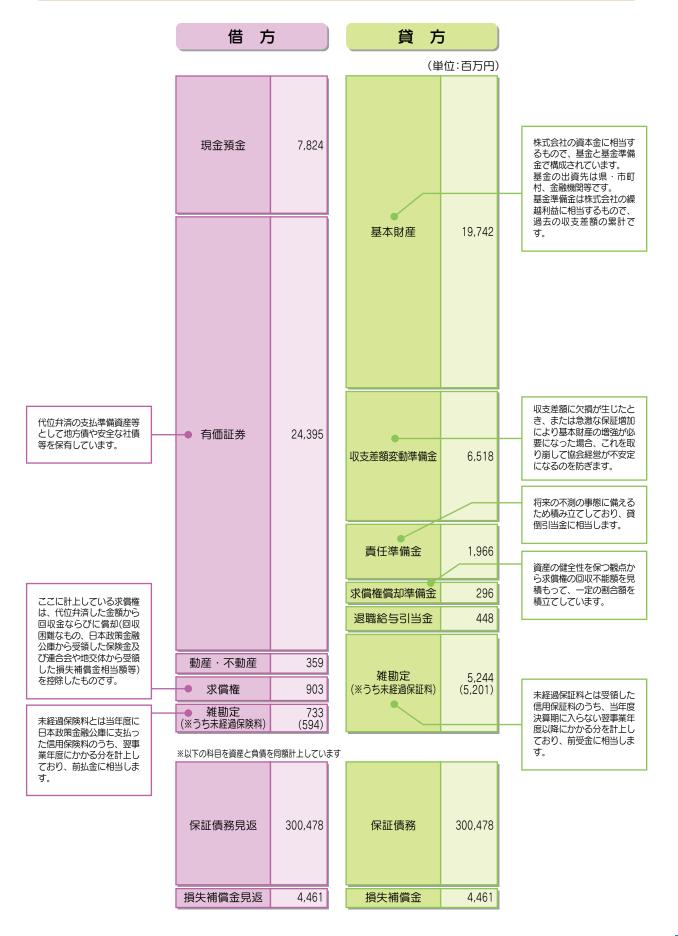
(単位:千円)

			(丰四・川)/
科 目	金額	科 目	金額
現金	0	基本財産	19,742,084
預 け 金	7,824,146	基金	10,847,937
普 通 預 金	814,948	基金準備金	8,894,147
定期預金	7,000,000	制度改革促進基金	0
郵 便 貯 金	9,198	収支差額変動準備金	6,518,228
有 価 証 券	24,394,831	責任準備金	1,966,471
地 方 債	10,958,221	求償権償却準備金	296,106
社 債	13,429,240	退職給与引当金	448,347
株式	3,000	損失補償金	4,460,597
ファンド出資	4,370	保 証 債 務	300,478,487
動産・不動産	359,039	借 入 金	0
損失補償金見返	4,460,597	短期・長期借入金	0
保証債務見返	300,478,487	収支差額変動準備金造成資金	0
求 償 権	903,366	雑 勘 定	5,243,527
雑 勘 定	733,381	仮 受 金	7,028
仮 払 金	0	保険納付金	27,006
厚生基金	89,765	損失補償納付金	4,451
連合会勘定	0	未経過保証料	5,200,553
未収利息	49,183	未払保険料	989
未経過保険料	594,433	未払費用	3,500
	339,153,847	合計	339,153,847

基本財産の状況(出資先構成割合)※基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。



令和5年度貸借対照表



役員·組織図 保証協会 利田県信用

制度について信用補完

利用について
責任共有制度

信用保証料

(秋田県制度) (秋田県制度)、

(国制度・協会制度)主な保証制度

(市町村制度) ユ

取り組み た数の を業支援の

業務実績 決算報告 令和5年度

ついて 経営計画に 令和6年度

保護について個人情報の

について

収支計算書 (R5.4.1~R6.3.31)

(単位:千円)

	.		(辛匹・11.3)
	支出		収 入
	経常支出	2,140,381	経常収入 3,457,693
	業 務 費	832,889	保 証 料 2,951,472
	借入金利息	0	預 け 金 利 息 5,801
	信用保険料	1,296,349	有価証券利益配当金 244,643
責任共有負担金納付金 雑 支 出		0	延 滞 保 証 料 3,143
		11,143	損 害 金 20,112
			事務補助金 13,070
			責任共有負担金 202,202
	経常収支差額	1,317,312	雑 収 入 17,250
	経常外支出	5,492,471	経常外収入 5,463,997
	求 償 権 償 却	3,226,775	償却求償権回収金 82,548
	補填金償却	2,986,340	責任準備金戻入 2,098,725
	自己償却	240,435	求償権償却準備金戻入 297,445
雑 勘 定 償 却 450 退 職 金 1,909 責任準備金繰入 1,966,471 求償権償却準備金繰入 296,106 そ の 他 支 出 759		450	求償権補填金戻入 2,985,278
		1,909	保 険 金 2,808,608
		1,966,471	損失補償補填金 176,670
		296,106	補助金0
		759	その他収入 0
	経常外収支差額	-28,474	
			制度改革促進基金取崩額 0
	当期収支差額	1,288,837	収支差額変動準備金取崩額 O

令和5年度収支計算書

日本政策金融公庫に支払う

信用保険料で、当年度決算

期間に対応する額を計上し

責任共有負担金について、 当協会と日本政策金融公庫

との責任割合に応じ、日本

政策金融公庫にその一部を

納付しています。

ています。



収 入

(単位:百万円)

2,951

250

202

54

雑支出

保証料経常収入預け金利息、有価証券利益配当金責任共有負担金その他

11

保証ご利用時に中小企業の 皆さま等から受領した保証 料で、当年度決算期に対応 する額を計上しています。

責任共有制度において負担 方式を選択している金融機 関より受領した負担金を計 上しています。

償却済求償権からの回収額 を計上しています。

年度末求償権のうち回収困 難なものと当年度に日本政 策金融公庫から受領した保 険金および連合会や地公体 から受領した損失補償金相 当額を償却しています。 求償権償却 3,227 経常外支出 代位弁済が想定以上に増加 した場合の備えとして、一定の割合額を積立てしてい ます。 責任準備金 1,966 繰入 年度末求償権について一定 の割合額を積立てしていま す。 求償権償却準備金繰入 296 3 その他支出 当期収支差額 1,289

償却求償権回収金 83 代位弁済により日本政策金 融公庫から受領した保険金 求償権補填金 2.985 と連合会や地公体から受領 戻入 した損失補償金からなる補 填金を計上しています。 経常外収入 責任準備金は洗替方式のた め前年度計上額を戻入しま す。 責任準備金 2,099 戻入 求償権償却準備金は洗替方 式のため前年度計上額を戻 入します。 297 求償権償却準備金戻入 0 その他収入

制度改革促進基金取崩額 0 収支差額変動準備金取崩額 0

令和5年度経営計画(実績)に関する評価

当協会では、経営の透明性を一層高め、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を果たすことを目的に「外部評価委員会」を設置しています。

令和5年度経営計画(実績)についても外部評価委員会の評価を受け、その概要をホームページにて公表しています。

について

令和6年度 経営計画について

1. 業務環境

秋田県の 経済情勢

ここ数年経済に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の取扱いは5類感染症に移行し、各種イベントの再開など人流の活性化が見られるようになりました。日本銀行秋田支店が令和6年2月19日に公表した県内金融経済概況では、「県内景気は、緩やかに回復している。」としています。

しかしウクライナ情勢等に端を発した物価高の影響はいまだ続いています。また秋田県は他の都道府県に比べ人口減少、少子高齢化が加速しており、県内市場の縮小や廃業増加、後継者不足といった問題があります。県内経済の発展には、それらの問題に対応していくことが重要です。

秋田県の中小企業・ 小規模事業者を 取り巻く環境

物価高や人手不足など、県内中小企業・小規模事業者(以下、「中小企業」という。)の経営環境は依然厳しいものとなっています。また新型コロナ禍で非接触・非対面が求められ、事業環境は大きく変化しました。県内中小企業は収益力改善や生産性向上を推し進めていく必要があるほか、DX(デジタルトランスフォーメーション)など環境変化への対応が求められています。

当協会では金融支援に加えて、経営支援にも力を入れています。経 営改善や新事業に取り組む意欲のある事業者を積極的に支援し、創業 支援や再生支援、事業承継支援をさらに促進することで持続的な地域 社会の実現を目指します。

2. 業務運営方針

【保証部門】

ゼロゼロ融資の返済が開始される中小企業、物価高や人手不足等の影響を受けている中小企業に対し、保証協会ならではの政策保証を活用して借換等による資金繰り支援に万全を期します。本県は人口減少、少子高齢化が顕著であり、特に創業支援や事業承継支援に力を入れて取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

また資金調達における利便性向上や円滑な事業承継を促すために、経営者保証を不要とする取扱いに積極的に取り組みます。

【経営支援部門】

過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀なくされる中小企業、事業承継に課題を抱える中 小企業等を重点支援先として定め、金融機関や関係機関と連携して資金繰り支援にとどまらない経営 支援・再生支援を積極的に行います。

【管理回収部門】

収益力改善や事業再生等が極めて困難な中小企業や、保証債務の整理を課題とする経営者・保証人等に対し、金融機関や関係機関等と連携して廃業や再チャレンジの取組を支援し、経営者及び保証人が新たなスタートに早期に着手できる社会の構築を促進します。

ゼロゼロ融資に代表される無担保融資保証の普及浸透に加え、今後経営者保証改革プログラムに基 づき経営者保証に依存しない融資慣行の確立が加速していくことから、求償権回収の維持促進に向け て求償権管理・回収体制の一層の整備に努めます。

【その他間接部門】

当協会の持続的な成長を支える上で人材育成は重要な観点であり、体系的な人材育成を通じて職員の中小企業支援に関するスキルを高めていくとともに、職員一人一人が働きがいを感じ自発的な貢献意欲が 醸成され、組織の活性化へつながるよう本部・各現課単位で重点的な活動方針を自主策定し取り組みます。

重点課題 3.

【保証部門】

県内中小企業に 寄り添った適切 な金融支援の実施

①政策保証の推進

いわゆるゼロゼロ融資の返済本格化や物価高、人手不足等に直面 する中小企業に対し、保証協会ならではの政策保証を推進し資金繰 り支援に万全を期します。

また、国や県、市町村の助力を得ながら金融機関との連携を図り、 企業ニーズに即した新たな保証商品の開発普及及び保証利用の裾野 拡大に努めます。

②設備投資への積極的な支援

県内中小企業の生産性向上や規模拡大を後押しするため、デジタ ル化・DX化や省力化、生産増加等に資する設備投資を積極的に支援 していきます。

③経営者保証改革への整備・対応

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて国が経営者保証 の提供を事業者が選択できる環境の整備を進めており、当協会とし ても県内中小企業が経営者保証を提供しないことを柔軟に選択する ことができるよう対応を進めていきます。

4環境保全、カーボンニュートラル等の取り組み

極端な猛暑や大雨などの異常気象によって深刻な気象災害が発生 するなど気候変動の影響が深刻化しており、自然環境の保全や温暖 化の抑制等に向けた金融面での取り組みを推進します。

また、本県の豊かな自然環境や地域資源を生かした分野にも目を 配り、農商工連携や食品製造加工産業の振興に向けた取り組みを進 めます。

創業、事業承継支援 の強化

①創業支援の充実

創業準備段階者を含む創業者や、第二創業など業態転換への取組 を積極的に支援するため、創業に必要な情報提供や相談窓口での対 応を充実させるとともに、国の施策である経営者保証を不要とする 制度利用を含めた金融支援を促進します。

創業者との接点をつくるため、創業者が集まり情報共有できる場 に参加、また集まる場を作り支援ニーズの把握に努めます。

②創業保証利用先へのモニタリング強化

過年度の創業保証を利用した先のデータ分析を踏まえ、創業保証 利用後間もない中小企業に対して、定期的にモニタリングを実施し、 必要に応じて専門家派遣等の経営支援を実施することで、事業の成 長を後押しします。

③事業承継支援の強化

人口減少、少子高齢化が進む本県において、事業承継支援に力を 入れて取り組み、企業の価値を高め円滑な事業承継を後押しし、持 続可能な地域社会の実現を目指します。

保証料

【経営支援部門】

経営支援の充実と 効果検証

①事業者の抱える課題やニーズの把握

企業訪問を経営支援の入口と捉え、中小企業の抱える課題やニー ズを把握するために引き続き企業訪問に力を入れていきます。企業 訪問や面談等においては適切なモニタリングを行い、各企業の現状 把握に努めます。

②経営支援の充実

各企業の現状から、どのような課題やニーズを抱えているのかを 分析し、それを基に有効な経営支援を検討・提案していきます。支 援の内容や必要性に応じて、関係機関との連携も実施していきます。

③経営改善・再生支援の取組強化

事業環境がさらに変わっていく中、県内中小企業の置かれている 状況を見極め、過剰債務を抱えている中小企業や返済緩和を余儀な くされる中小企業、事業承継に課題を抱える中小企業等を重点支援 先として定め、金融機関及び関係機関と連携して資金繰り支援にと どまらない経営改善・再生支援を積極的に行っていきます。

④経営支援の効果検証による取組

県内中小企業の経営改善・生産性向上に向けた一層質の高い取組 を行っていくため、関連データの蓄積やモニタリング・フォローア ップによって収集した情報等に基づいて経営支援の効果検証を実施 するとともに、より効果的な経営支援施策に結びつけていきます。

金融機関や関係機関 との連携強化

①金融機関との連携・協働の深化

金融機関との連携を一層深めることにより、過剰債務を抱える先 や返済緩和先について早期かつ有効な支援を実施することで、中小 企業の経営改善や資金繰り改善等への取組を積極的に推進していき ます。

②関係機関との連携・協働の深化

過剰債務や事業承継等の複雑かつ難易度の高い経営課題を抱える 先については、保証協会単独での課題解決に向けたきめ細かい支援 は難しいことから、関係機関との連携を一層深めることにより、中 小企業の経営改善や再生への取組を積極的に推進していきます。

【その他間接部門】 協会組織の活性化

①広報活動の強化

当協会の概要や各種保証制度、経営支援メニュー等について、ホ ームページや各種媒体を通じて情報発信の強化に努め、県内事業者 や金融機関、関係機関とのリレーションシップの構築促進や保証制 度等の利用浸透に努めます。

②業務のデジタル化、効率化

環境の変化に伴い多様化・複雑化する業務について限られた経営 資源の中で迅速かつ的確に対応していくため、業務改善に向けた業 務の見直しを進めるとともに生成AIの導入やRPAの活用等を積 極的に検討し、業務の効率化を目指します。

③体系的な人材育成

当協会の持続的な成長を支える上で人材育成は重要な観点であり、 体系的な人材育成を通じて職員の中小企業支援に関するスキルを高 めていくとともに、職員一人一人が働きがいを感じ自発的な貢献意 欲が醸成され、組織の活性化へつながるよう取り組みます。

2 コンプライアンス 体制の強化

①コンプライアンス態勢の維持確立

当協会は公共的使命と社会的責任を果たし、より地域から信頼される組織となるため、コンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を役職員一丸となって引き続き進めます。

また、サイバー攻撃などのリスクを想定し、情報セキュリティの 強化に努めます。

②内部監査の実施

基幹業務の事務処理についての適格性監査のほか、具体的な対応についての妥当性監査を強化し、必要に応じ本部や各現課に対して改善や修正を求め、指導的機能を発揮します。また、主務省庁による監督・検査における指摘や指導に適切に対応するとともに、本部による各現課の管理状況についても検証します。

③個人情報保護の徹底と適切な管理

監査実施計画に基づく点検・監査を実施し、個人情報保護の啓発 及び徹底を図ります。

④ガバナンスの強化、経営計画等の公表

協会運営に関し、長期経営計画及び中期事業計画並びに年度経営計画等に基づく重要事項について役職員間での認識共有を徹底するとともに、中小企業に対する経営支援等の取組の「見える化」を進め、ガバナンスの強化を図ります。

また、経営計画の公表やディスクロージャーの発行等、適切な情報公開を通じた透明性の高い経営を実現します。

⑤反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証利用を未然に防止するため、保証利用の有無にかかわらず関連情報を集約し、データベースの充実を図ります。 また、全国暴力追放運動推進センターなど関係機関との連携を一層強化し、不当な資金獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力等との関係を遮断します。

4. 保証承諾等の見通し

令和6年度における保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項目	金額
保証 承諾	550億円
保証債務残高	2,740億円
代 位 弁 済	45億円
実際回収	6億円

令和6年度経営計画の詳細は、ホームページで公開しております。

個人情報の保護について

個人情報保護宣言

秋田県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるに当たり、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1. 「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には 使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- ・個人信用情報センターから提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様 の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データ(当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますので、ご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に 委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある「個人情報開示請求書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額(1件につき300円)をいただきます。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者 提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定 める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ·(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の 8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧下さい。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談

○ 質問·苦情窓□

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住			所	秋田市旭北錦町1番47号
電	話	番	号	018-863-9011
部	署		名	監査室

コンプライアンスについて

当協会は、信用保証協会法に基づき設立された公的機関であり、その公共的な使命に反し、 信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとるこ とのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することとし、以下の倫理憲章を定めています。

倫理憲章

(信用保証協会の公共性と社会的責任)

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な 業務運営を通じて信頼の確立を図る。

(質の高い信用保証サービス)

2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証 サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとること のない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

(反社会的勢力との対決)

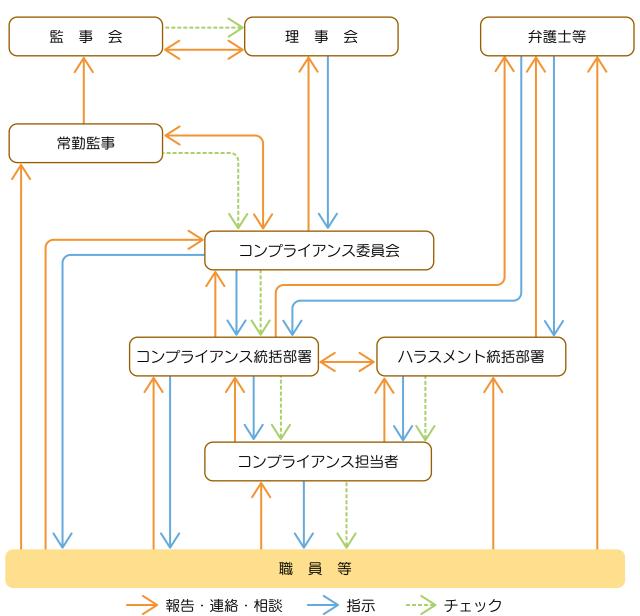
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固と して対決する。

(地域社会に対する貢献)

5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献 に努める。

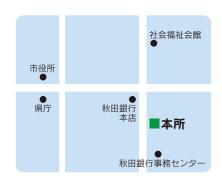
コンプライアンス組織図

コンプライアンスの着実な実践を確保するため、以下の体制を整えています。



DISCLOSURE 2024

お近くの信用保証協会へお気軽にご相談ください。



本所

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号 (秋田県商工会館内)

TEL 018-863-9011/FAX 018-863-9188

秋田東営業室

TEL 018-863-9016/FAX 018-863-9010 担当地域:秋田市(主に東部)

秋田西営業室

TEL 018-863-9018/FAX 018-863-9010 担当地域: 秋田市(主に西部)·男鹿市·潟上市 南秋田郡

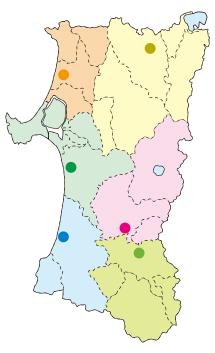
債権管理室

TEL 018-863-9017/FAX 018-863-9010



本荘支所

〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4 TEL 0184-22-5330/FAX 0184-22-5332 担当地域: 由利本荘市・にかほ市



大曲支所

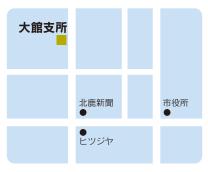
丸子川

● 羽後信用金庫 大町支店

グランドパレス川端

大曲支所■

〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号 TEL 0187-63-1811/FAX 0187-63-1812 担当地域:大仙市·仙北市·仙北郡



大館支所

〒017-0897 大館市字三の丸90番地 TEL 0186-49-2281/FAX 0186-49-2280 担当地域:大館市・鹿角市・北秋田市・北秋田郡・鹿角郡



能代支所

〒016-0817 能代市上町6番28号 TEL 0185-54-2377/FAX 0185-55-2264 担当地域:能代市·山本郡



横手·湯沢支所

〒013-0022 横手市四日町2番8号 TEL 0182-32-2361/FAX 0182-32-2363 担当地域: 横手市·湯沢市·雄勝郡

亚 秋田県信用保証協会

発 行 日/令和6年7月

編

集/秋田県信用保証協会 総務企画部

発 行/秋田県信用保証協会

ホームページ/https://www.cgc-akita.or.jp

表 紙 写 真/阿仁·内陸線

